

鶴嶺八幡宮参道松並木について

1. 令和3年度に実施した松並木の伐採・剪定等について

令和3年度第1回文化財保護審議会において審議いただいた枯死しているマツのうち、東側 No. 82 のマツを伐採しました。東側 No. 77、西側 No. 55・96 についても予算措置の状況を踏まえながら伐採を行います。東側 No. 77 に隣接する東側 No. 78 についても樹勢が衰えており、緒方委員より伐採はやむを得ないとのご意見をいただいています。

マツへの虫害を防止することを目的として、東側 No. 79・81 について薬剤「グリーンガード」の注入を行いました。

また、生長に伴い民有地へ枝が越境したマツや電線等に接触しているマツのうち、東側 No. 15、西側 No. 30・33・34・35・36・37 の剪定を行いました。

2. 令和4年度に行う松並木の枝の剪定について

令和3年度第1回文化財保護審議会において審議いただいたマツ（東側 No. 50～47・52、西側 No. 79～84・98）について、令和4年度事業として伸長した枝の剪定を行う計画です。

(その他)

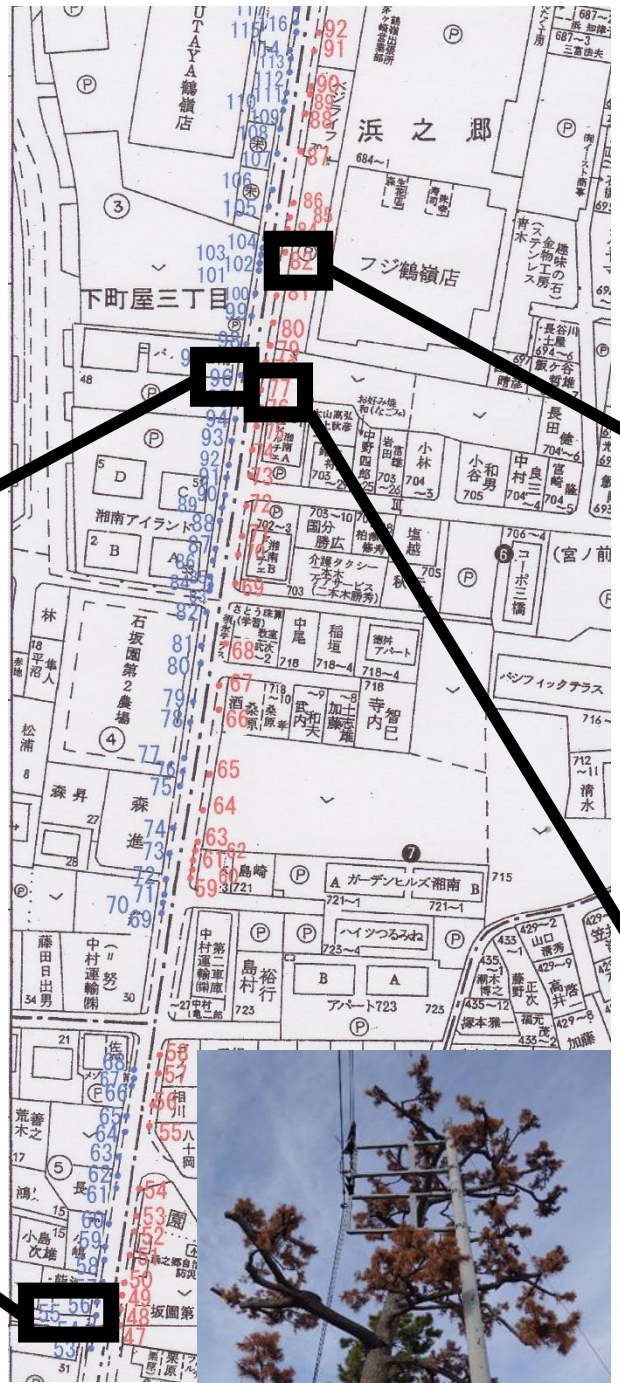
枯死している松について



西側No.96



西側No.55



東側No.82
令和3年度伐採済



東側No.78



東側No.77

隣地越境・電線接触している枝の剪定について



西側No.33・34



西側No.30

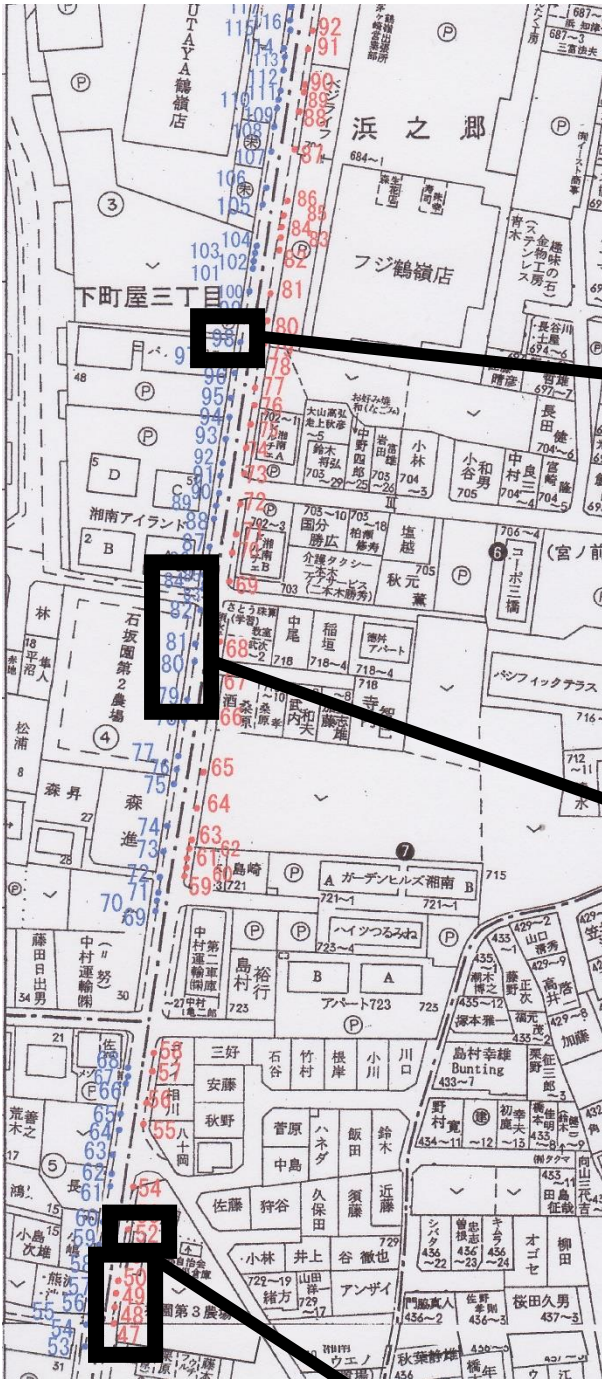


東側No.15



西側No.35・36・37

令和4年度実施予定の枝の剪定について



西側No.98



西側No.79~No.84



東側No.52
東側No.47~50